

只見町多子世帯保育料軽減事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て少子化対策として多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が保育所へ入所した場合において保護者の保育料の負担の軽減を図るため、助成金を支給する事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 町が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定により対象児童を保育所へ措置した場合、その保護者に対し助成金を支給するものとする。ただし、保育料を負担していない世帯については、支給しないものとする。

(対象児童)

第3条 対象児童とは、第3子以降の児童で前条により保育所に入所した児童とし、入所した月の初日における年齢が3歳未満のもの又は継続入所児童にあつては当該年度4月1日における年齢が3歳未満のものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、国基準額表において第2階層から第4階層に属する対象児童は、その年度において保護者が負担した保育料の年間合計額の2分の1の額とし、第5階層から第7階層に属する対象児童は、その年度において保護者が負担した保育料の額の4分の1とする。ただし、対象児童が「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生労働省発児第59号の2厚生事務次官通知）以下「事務次官通知」という。）第4の1の保育所徴収基準額表、備考3又は4に該当する場合の助成基準額は、その適用後の額とする。

(支給の申請)

第5条 助成金の申請を受けようとする保護者は、多子世帯保育料軽減事業助成金申請書（様式第1号）を町長に、提出しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し受給資格の有無を確認のうえ、助成金を支給することが適当であると認めるときは支給の決定を行い、その旨を多子世帯保育料軽減事業助成金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その支給した額を返還させることができる。

(帳簿の整理)

第8条 町長は、第6条の規定による助成金の支給に関し、多子世帯保育料軽減事業助成金交付者一覧表(様式第3号)を備え付けなければならない。

(支給時期)

第9条 多子世帯保育料軽減事業助成金は、毎年3月中に支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

年 月 日

只見町長

保護者 住 所
(電話)
氏 名 ⑤

多子世帯保育料軽減事業助成金申請書

只見町多子世帯保育料軽減事業助成金交付要綱に基づき、次により助成金を交付されるよう申請します。

- 1 児 童 氏 名 男・女（生年月日 記 年 月 日）
保護者との続柄（ ）
- 2 住 所 只見町大字 字 番地
- 3 入所保育所名 只見・朝日・明和 保育所
- 4 入所年月日 年 月 日
- 5 助成金振込先 金融機関 支店 口座番号
名義人

6 兄弟姉妹の状況

氏 名	生 年 月 日	保 護 者 と の 続 柄	現 在 の 状 況

